

船橋市結婚新生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、若年世帯の婚姻に伴う新生活の住居確保に係る初期費用を助成することにより、経済的負担を軽減し、もって少子化対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年度の初日の属する年の1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅費 新婚世帯が当該年度の末日までに、婚姻を機に新たに市内に住宅を取得又は賃借するために要した費用のうち、当該住宅の取得費又は敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費(初期費用として契約時に支出した賃料及び共益費に限る。)の合計額をいう。ただし、勤務先等から手当が支給されている場合には、当該手当に相当する額を除くものとする。
- (3) リフォーム費用 新婚世帯が当該年度の末日までに、婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要する費用をいう。
- (4) 引越費用 新婚世帯が前2号の住宅に引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (5) 親世帯 新婚世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの親が含まれる世帯をいう。
- (6) 近居 新婚世帯と親世帯が同一の小中学校区内又は直線距離が1.2キロメートル以内に居住することをいう。ただし、同居を除く。
- (7) 同居 新婚世帯と親世帯が市内において同一の住宅に居住することをいう。

(助成対象者等)

第3条 助成の対象となる者は、前条第2号から第4号までに規定する契約をしたもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新婚世帯の婚姻日における年齢がともに29歳以下であること。
- (2) 新婚世帯の所得(第6条の規定による申請の日の属する月が1月から6月までの間にあっては前々年の、7月から12月までの間にあっては前年の所得)を合算した額が500万円未満であること。この場合において、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合においては、新婚世帯の所得を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出した額で判定するものとする。
- (3) 新婚世帯の双方又は一方が当該年度の末日までに当該住宅の所在地に転居して

いること。

- (4) 第6条の規定による申請時において、新婚世帯の双方の住所が当該住宅の所在地であり、住民基本台帳に記録されていること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 過去に結婚新生活支援事業に係る助成（他の自治体を実施するものを含む。）及び他の法令等による国又は地方公共団体からの同種の補助を受けていないこと。
- (7) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（助成の額）

第4条 助成の額は、新婚世帯が当該年度の4月1日から3月31日までの間に支出した住宅費、リフォーム費用及び引越費用の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、新婚世帯が住宅を取得したことにより、親世帯と同居又は同居した場合にあっては、40万円を限度とする。

（事前届出書）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、第2条第2号から第4号までに係る契約を締結する前に、船橋市結婚新生活支援事業事前届出書（第1号様式）により、市長に届け出なければならない。

（助成金の交付の申請）

第6条 前条の規定による届出をした者は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に、船橋市結婚新生活支援事業助成金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新婚世帯の婚姻を証明する書類
- (2) 新婚世帯の当該年度（4月1日から6月30日までの間にあっては、前年度）の課税（非課税）証明書
- (3) 市税納付確認書
- (4) 住宅費、リフォーム費用又は引越費用を支払ったことを証する書類
- (5) 住宅を取得した場合にあっては、住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (6) 住宅を賃借した場合にあっては、住宅の賃貸借契約書の写し
- (7) 住宅をリフォームした場合にあっては、住宅の改修に係る工事請負契約書の写し
- (8) 住宅に係る手当が支給されている場合にあっては、それを証する書類
- (9) 貸与型奨学金の返済を行っている場合においては、返済額がわかる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

（助成金の可否決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、船橋市結婚新生活支援事業助成可否決定通知書（第3号様式）により

当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が、偽りその他不正な手段によって助成金の交付決定を受けたと認める場合その他相当の理由があると認める場合は、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、船橋市結婚新生活支援事業助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により助成金の返還を求めるときは、船橋市結婚新生活支援事業助成金返還請求書（第5号様式）により交付決定者に請求するものとする。

(関係書類の整備)

第10条 助成金の交付を受けた者は、船橋市結婚新生活支援事業に係る経費の収支を明らかにした書類を10年間整備しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。